

**地方独立行政法人埼玉県立病院機構
公募型見積合わせ（オープンカウンタ）実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が実施する調達を、公募型見積合わせ（以下「オープンカウンタ」という。）により実施するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「オープンカウンタ」とは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第19条に基づく随意契約による調達で、オープンカウンタに参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を満たす複数の者からの見積書の提出を募り、契約の相手方を選定するものをいう。

(対象案件)

第3条 この要綱は、以下の各号のいずれかに該当する調達であって、主として仕様書により見積価格の積算が可能で、取扱事業者が多数存在し、複数の者からの見積書の提出が見込まれるものであって、発注者がオープンカウンタに適したものであると判断するものを対象とする。

- (1) 物品等の購入であって、その予定価格が160万円以下であるもの
- (2) 物品の賃借であって、その予定価格が80万円以下であるもの
- (3) 印刷請負等の製造の請負であって、その予定価格が250万円以下であるもの
- (4) 前号に定めるものを除く役務の提供を受ける調達であって、その予定価格が100万円以下であるもの

(参加資格)

第4条 参加資格は、次の各号全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。
 - (2) 埼玉県建設工事等競争入札参加者名簿又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、対象となる業種で登載されている者であること。
 - (3) 発注案件を公開した日から契約の相手方を決定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 発注案件を公開した日から契約の相手方を決定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- 2 複数の者から見積書の提出が見込まれ、十分な競争が可能であると判断される限りにおいて、前項の参加資格に加え、所在地区分（管轄内、準管轄内、管轄外の別）若

しくは企業区分（大企業、中小企業の別）又はその両方に係る参加資格を定めることができる。

3 調達しようとする物品の納入又は役務の提供等に当たり、法律上の免許又は資格等を必要とする場合にあっては、前2項の参加資格に加え、当該免許又は資格等に係る参加資格を定めることができる。この場合においては、当該免許又は資格等の確認に必要な範囲内において、見積書等の提出と合わせて当該免許又は資格等の保有を証明する書類の提出を求めることができる。

（対象案件の公開）

第5条 対象となる案件の公開は、発注機関又は法人本部のホームページに掲示することにより行うものとする。

（公開する内容）

第6条 公開する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 調達案件名
- (2) 仕様及び数量
- (3) 納入期限又は履行期限
- (4) 納入場所又は履行場所
- (5) 参加資格
- (6) 仕様等に関する質問期限、提出方法及び提出場所
- (7) 仕様等に関する質問に対する回答予定日及び回答方法
- (8) 提案の受付期限、提出方法及び提出場所
- (9) 提案に対する採用結果の回答予定日及び回答方法
- (10) 見積書の提出期限、提出方法及び提出場所
- (11) 参加資格を有する者からの有効な見積りが複数ない場合の取扱い
- (12) その他各案件において必要と認めるもの

3 前項に掲げる内容は案件概要書（様式第1号）及び仕様書により公開するものとする。

（見積書の提出等の期限の設定）

第7条 前条第6号の質問期限は、公開の日の翌日から起算して4日目以降に設定するものとする。ただし、急を要する場合は、短縮することができる。

2 前条第8号の提案品の受付期限は、質問に対する回答の日の翌日から起算して4日目以降に設定するものとする。ただし、急を要する場合は、短縮することができる。

3 前条第10号の見積書の提出期限は、提案の採用結果の回答の日の翌日から起算して4日目以降に設定するものとする。ただし、急を要する場合は、短縮することができる。

4 前3項の各期間には、埼玉県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日は含まないものとする。

(仕様の記述)

第8条 仕様書には、調達しようとする物品又は役務が備えるべき性質を、全て正確に記述するものとする。

2 仕様は、公的規格（事実上の業界標準規格を含む。）により記述可能な性質は当該規格により、数値等により客観的に記述可能な性質は当該数値等により記述するよう努めるものとする。

3 調達に当たり、受注者に要求する履行上の条件は、全て仕様書に記述するものとする。

(仕様等に関する質問の受付)

第9条 発注機関の長は、見積書を提出しようとする者（以下、「見積書提出希望者」という。）から仕様等に関する質問を受け付けるものとする。

2 仕様等に関する質問は、案件概要書に定める質問期限までに、質問票（様式第2号）を案件概要書に定める提出場所、提出方法により行うものとする。

3 質問に対する回答は、案件概要書に定める質問に対する回答予定日、回答方法により行うものとする。

4 案件概要書に定める質問期限、提出場所、提出方法によらない質問は、回答しないものとする。ただし、オープンカウンタの事務手続に関する質問は、この限りでない。この場合において、回答は、当該質問をした者に対してだけ行うものとする。

(例示銘柄)

第10条 物品（既製品による場合に限る。）の購入又は賃借において、要求仕様を満たすことを確認した具体的な銘柄が複数存在する場合で、見積書提出希望者の理解に資すると考えられるときは、当該複数銘柄を「例示銘柄」として、仕様書に記載することができる。

2 例示銘柄は、2以上記載するものとする。

(選定銘柄)

第11条 物品（既製品による場合に限る。）の購入又は賃借において、やむを得ない理由により銘柄を一銘柄に限定する場合は、銘柄選定委員会の承認を受けた上で、当該銘柄（以下「選定銘柄」という。）を「選定銘柄」と表示して記載するものとする。

(提案の受付)

第12条 発注機関の長は、第10条の規定により例示銘柄を仕様書に記載した場合には、見積書提出希望者から、例示銘柄以外で仕様を満たす物品についての提案を受け付けなければならない。

2 提案は、案件概要書に定める受付期限までに、提案協議書（様式第3号）及び当該提案品が仕様を満たすことを確認できる資料を、案件概要書に定める提出方法、提出場所により行うものとする。

3 提案を採用するか否かの回答は、第6条第1項第9号に定める回答予定日までに、同号に定める方法により行うものとする。

4 発注機関の長は、提案があった場合で、当該提案品が仕様書に記載している仕様や条件を満たしているときは、提案を採用しなければならない。

(提案を受け付けない場合)

第13条 仕様書に例示銘柄を記載しない場合又は仕様書に選定銘柄を記載した場合は、前条の提案は受け付けない。

2 前項の場合にあっては、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第8号及び第9号の事項は公開せず、代わって、提案を受け付けない旨を公開するものとする。

3 第1項の場合にあっては、第7条第2項の規定は適用しない。また、同条第3項中、「提案の採用結果の回答」とあるのは、「質問に対する回答」と読み替えて適用するものとする。

(見積書の提出)

第14条 見積書を提出する者は、第6条第1項第10号に定める提出期限までに、見積書を、同号に定める提出方法により同号に定める提出場所に提出するものとする。

(見積書の無効)

第15条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 見積りの権限を有する者の押印がない見積書
- (3) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない見積書
- (4) 見積金額を訂正した見積書
- (5) 押印された印影が明らかでない見積書
- (6) 記載すべき事項が明らかでない見積書
- (7) 明らかに連合によると認められる見積書
- (8) 案件概要書に定める提出期限、提出方法、提出場所によらない見積書
- (9) 銘柄の記載がある見積書であって、当該銘柄が選定銘柄、例示銘柄、提案の結果採用された銘柄のいずれでもないもの

(オープンカウンタの中止)

第16条 見積書の審査をした結果、有効な見積書を提出した者が1者である場合（再度見積りの結果、1者となった場合を除く。）には、そのオープンカウンタは中止とし、当該有効な見積書を提出した者を契約の相手方とはしない。

2 前項の規定にかかわらず、有効な見積書を提出した者が1者である場合であって、以下の各号のいずれにも該当するときには、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第20条第1項第4号に該当するものとみなし、当該有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- (1) 第4条第2項の規定により所在地区分及び企業区分のいずれも参加資格として定めていない場合
- (2) 第7条に定める各期間を短縮していない場合
- (3) 当該有効な見積書の見積価格が予定価格の範囲内である場合

(契約の相手方の決定)

第17条 前条第2項に該当する場合のほか、契約の相手方は、予定価格の範囲内で有効かつ最も廉価な見積価格を提出した者とする。

2 前項の規定により契約の相手方とすべき同価の者が2者以上ある場合は、くじにより契約の相手方を決定する。この場合のくじの引き方については、一般競争入札のくじの例による。

3 契約の相手方の決定に当たって、見積価格以外の要件を考慮してはならない。

(費用の負担)

第18条 見積に係る郵送等一切の費用は、参加者の負担とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年9月10日までに第5条の公開を行ったものについては、なお従前の例による。